

平成 27 年度

# 監 査 結 果 報 告

(定 期 監 査)

平成 28 年 3 月

庄 原 市 監 査 委 員



## 1 監査の対象

平成 26 年度に執行された財務に関する事務について、環境政策課、簡易水道課、西城支所総務室、西城支所産業建設室、西城支所市民生活室、比和支所産業建設室、水道課、東城水道室、西城市民病院事務局を対象とし、次の事務の監査を実施した。

また、監査に際し、必要に応じて、平成 25 年度以前及び平成 27 年度に執行された事務も対象とした。

課及び室名	監 査 対 象 事 務
環境政策課	(1) 狂犬病予防及び登録手数料に関する事務 (2) 資源化施設及び一般廃棄物最終処分場（グリーンハウス）指定管理業務委託事務 (3) 粗大ごみ収集業務委託事務
西城支所 総務室	(1) <u>自治振興区振興交付金交付事務</u>
西城支所 産業建設室	(1) ひば道後山高原荘指定管理業務委託事務
西城支所 市民生活室	(1) 西城地区予約乗合タクシー運行业務委託事務
比和支所 産業建設室	(1) <u>自然とやすらぎの里宿泊研修施設（かさべるで）及び比和コテージ施設指定管理業務委託事務</u>
水道課及び 東城水道室	(1) 水道料金の滞納に係る事務 (2) 市道県大通線配水管布設替工事 (3) 本村地区送配水管（2工区）布設工事
西城市民病院 事務局	(1) 西城市民病院食事サービス提供業務、西城市民病院デイサービス事業所食事サービス提供業務及び西城市民病院介護老人保健施設せせらぎ食事サービス提供業務委託事務
対象部署から 抽出	(1) 現金及び金券（郵便切手類等）の出納等管理状況 （西城支所総務室・西城支所市民生活室・水道課・ 西城市民病院事務局）

注）下線の事務については、財政援助団体等監査の結果報告に掲載している。

## 2 監査の期間（事前調査を含む）

平成 27 年 6 月 10 日から平成 28 年 2 月 29 日まで

## 3 監査の目的及び方法等

監査対象とした課、室及び局の財務に関する事務が、合規性、経済性、効率性、有効性の視点から執行されているかを検証することを目的として監査を実施した。

監査の方法は、対象とした課、室及び局から提出された関係書類を監査するとともに、関係職員からの聴取により実施した。

#### 4 監査の結果

事務処理等は概ね適正に行われているが、改善、検討を必要とするものについては、以下のとおりであるので、適切な措置を講じられたい。事務上の軽微な指摘事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略した。

なお、財政援助団体等監査において監査対象とした団体の所管部署の財務に関する事務の監査結果については、財政援助団体等監査結果報告書に掲載した。

#### [ 環境政策課・西城支所総務室・西城支所産業建設室・比和支所産業建設室 ]

##### (1) 文書管理について

各種事務執行の決定において、担当者（起案者）が決裁者に対して承認を得るために起案書（稟議書）等を作成し、回議する。

合議や後閲の不足、決裁日等の記載もれが見受けられた。庄原市事務決裁及び専決規則、庄原市文書管理規程に基づいた事務処理を行われたい。

#### [ 環境政策課 ]

##### (1) 狂犬病予防及び登録手数料に関する事務について

狂犬病予防法に基づく犬の狂犬病の予防注射は、市が地域を巡回して集合接種を実施している。その際、飼い主から注射料金、注射済票交付手数料を現金で収納し、翌日、指定金融機関に払い込んでいる。飼い主へ交付した領収証書の控えはなく、予防接種申請書により収納金額と現金を確認している。領収証書の原符を調整したうえで、会計管理者の検査を受けられたい。

##### (2) 資源化施設及び一般廃棄物最終処分場（グリーンハウス）指定管理業務委託事務について

市と協議が必要となる修繕について、口頭協議により実施されている。基本協定に基づき、書面により協議のうえ実施されたい。

##### (3) 粗大ごみ収集業務委託事務について

（特記事項なし）

#### [ 西城支所総務室 ]

##### (1) 自治振興区振興交付金交付事務について

（財政援助団体等監査結果報告書に記載）

## **[ 西城支所産業建設室 ]**

### **(1) ひば道後山高原荘指定管理業務委託事務について**

ア 公の施設の利用に係る料金は、事前に市の承諾を受けた額で当該指定管理者の収入として収受させることができることになっている。承認を受けた額と異なる件が見受けられたので留意されたい。

イ 指定管理者から提出された文書の中に、計算間違い等錯誤が見受けられたので、記載内容の正確性など十分な確認を実施されたい。

## **[ 西城支所市民生活室 ]**

### **(1) 西城地区予約乗合タクシー運行业務委託事務について**

受託者が実施要綱に基づく乗合事業の許可を受けた交通事業者であることを文書で確認されたい。

## **[ 比和支所産業建設室 ]**

### **(1) 自然とやすらぎの里宿泊研修施設（かさべるで）及び比和コテージ施設指定管理業務委託事務について**

（財政援助団体等監査結果報告書に記載）

## **[ 水道課及び東城水道室 ]**

### **(1) 水道料金の滞納に係る事務について**

水道事業における水道料金債権は、消滅時効期間である2年を経過すると、会計上帳簿から除外し、簿外で管理している。当該処理については、ルールによらず慣例により行っていることから、会計上の処理手続き等の根拠となる規程の整備を検討されたい。

また、簿外管理の債権のうち、実質的に価値のないものについては、債権管理条例に基づき一定の整理に努められたい。

### **(2) 市道県大通線配水管布設替工事について**

（特記事項なし）

### **(3) 本村地区送配水管（2工区）布設工事について**

（特記事項なし）

## **[ 西城市民病院事務局 ]**

### **(1) 西城市民病院食事サービス提供業務、西城市民病院デイサービス事業所食事サービス提供業務及び西城市民病院介護老人保健施設せせらぎ食事サービス提供業務委託事務について**

債務負担行為の予算措置、又は長期継続契約に係る規程を定めずに複数年（3年）契約を締結している。複数年契約のための必要な措置を講ずるか、単年度契約に改められたい。また、自動更新条項が設定されており、後年度予算の裏づけのない契約はできないことから、この条項を削除されたい。

契約締結事務において、予定価格の設定がなかったため、適正な事務手続きに努められたい。

## **[ 対象部署から抽出 ]**

### **(1) 現金及び金券（郵便切手類等）の出納等管理状況について**

保管切手類と出納簿の確認体制の不備（水道課・西城市民病院）が見受けられた。管理責任者を含めた複数人での確認体制を確立されるよう努められたい。

## む す び

今回の定期監査では、環境政策課、簡易水道課、西城支所の全室、比和支所産業建設室、水道課、東城水道室、西城市民病院事務局の平成26年度に執行された財務に関する事務について監査を実施し、併せて関連する財政援助団体等監査を実施した。

近年、指摘事項等は減少しており、これは、財務会計、契約及び補助金交付等の各種事務について、具体的な流れを文書化したマニュアルを作成及び随時改定され、毎年度当初には庶務担当者会議を開催される等周知徹底を図られたことによるものと考えられる。また、債権の管理についても、組織の強化、債権管理条例の制定、マニュアルの作成等により、収入未済金の削減・解消に向けた取組みの強化に努められている。

しかしながら、指定管理業務における許可、承諾及び協議等の事務については、毎年のように不備が見受けられているところであり、指摘事項等については、当該年度監査対象以外の部署においても、市行政組織全体の共通課題として捉えられたい。

限られた人員にあっては、前例踏襲主義に陥りがちではあるが、職員一人ひとりがスキルアップを図るなかで、法令及びマニュアル等を熟知するとともに、管理職をはじめとして部署内におけるチェック体制を強化され、より適正な事務処理に努められたい。